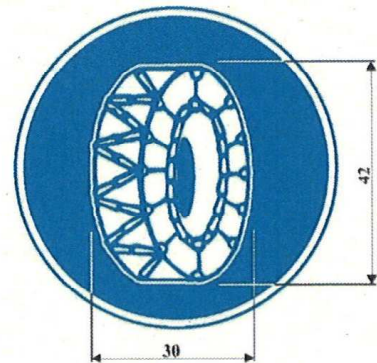


月山道路 (国道112号)の タイヤチェーン規制

平成30年12月14日に
「タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する」
という意味の標識が新設されました。

この標識は、国土交通省があらかじめ指定した区間において、数十年に1度という異例の降雪時に、本来ならば通行止めになるところ、タイヤチェーンを装着していれば通行できるという規制です。



Q 山形県内で指定されている区間はどこですか？

A 県内は、国道112号(月山道路)の

西川町月山沢地内から鶴岡市田麦俣地内までの約15キロメートル
の区間、1箇所が指定されています。

Q どのくらいの大雪で規制されるのですか？

A 「大雪特別警報」や「大雪に関する緊急発表」が行われる**異例の降雪時**に規制される可能性があります。

Q 全ての車が対象になるのですか？

A そのとおり**全ての車両が対象**になります。
4WD車やスタットレスを履いていてもチェーンをしていなければ、規制中は通行できません。



Q 大雪が降ったら、予告なく規制が開始されるのか？

A 異例の大雪が予想される2~3日前から、国土交通省から**事前発表**されます。
不要不急の外出の自粛要請や広域迂回路の情報提供などが行われます。

ドライバーの皆さん！

- ☆ 冬道の安全運転5則を守り、交通事故防止に努めましょう！
- ☆ 歩行者がいる横断歩道では、横断歩道手前で一時停止しましょう！

問合せ先 山形県警察本部交通規制課
TEL 023-626-0110